



Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治
ワシントン駐在員事務所 所長

(202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.jp

2006年5月9日

ワシントン情報 (2006 / No.031)

連邦議会における対中国通商諸法案の現状

10日に発表される財務省の為替報告書(年2回発表)が、中国の人民元相場に対して「為替操作」と認定するかどうか再び注目されている。人民元問題については、先月末の中国胡主席と Bush 大統領の首脳会談でもすれ違ったままである。Bush 政権は11月の議会選挙を控えて、何らかの「成果を挙げなくてはならない」状況に直面している。現在議会に提出されている対中国関連の諸法案とその可決に向けての見通しについて報告する。

【米国貿易権執行法案 (H.R.3283、S. 1421)】

Phil English 下院議員(共ペンシルバニア)が昨年7月に提出した法案で、上院では Susan Collins 議員(共メイン)が同様の法案を提出している。現行制度の下では米国政府は「市場経済国」である貿易相手国が輸出について不正に補助金を付与していると判断した場合、相殺関税を課することができるが、中国は現在「非市場経済国」に分類されている。両法案は米関税法を改正し、相殺関税の適用を中国を含む「非市場経済国」にも拡大する内容となっている。すなわち中国による為替操作が「自国産業に対する不正な補助金付与と同じである」との認識に基づいて、その報復措置として相殺関税を適用しようとするものである。

下院本会議は昨年7月末に同法案を可決。上院法案は下院法案の内容に加え、知的財産権保護強化などでも中国の貿易慣行を監督することを定めた条項を含むが、上院での法案審議は停滞している。中国からの安い輸入品と競合する製造業界は、同法案を強く支持しており、後述の外国通貨政策法案(S.2467)が可決した場合には同法案の内容を修正案として追加する動きが出る可能性も指摘されている。

【対中報復関税法案 (S.295)】

Charles Schumer 上院議員(民NY)と Lindsey Graham 上院議員(共サウスカロライナ)が昨年2月、中国が人民元の切り上げを行うまで中国からの輸入製品に27.5%の報復関税を課することを定めた対中報復関税法案を提出。昨年67人の上院議員の支持を得ていた同法案は、昨年夏の人民元相場2%の切り上げ以降、審議が一旦停止していた。しかし昨年7月以降の人民元の対ドルでの上昇率は約3%にとどまり、人民元の自由化の遅れに苛立ち始めた議会では、今年の2月頃に同法案の可決を巡って議論が再燃した。

法案を提出した Schumer、Graham 両上院議員は3月に中国を訪問し、中国政府要人と米中通商問題、及び人民元改革について協議を行い、中国側に変動幅の拡大を求めた。両議員はそ



の後、米中首脳会談の結果や近日中に発表が見込まれる財務省の為替報告書で中国が「為替操作国」に指定されるかなどの状況を見極めるため、9月末まで採決を延期する見通しを表明した。両議員は採決を延期しても法案を取り下げつもりはないと述べているが、本件法案の実現性には懐疑的な見方が多く、可決の見込みが低いことを法案提出の当事者らは暗に認めている見られている。

【外国通貨政策法案 (S.2467)】

Charles Grassley 上院財政委員長（共ア仔）と財政委員会民主党トップの Max Baucus 上院議員（民モ外）は3月末、中国に一層の人民元改革を迫ることを念頭に、外国の為替制度に関する米国の政策を改革し、米国の通商システムを強化することを目的に同法案を提出。

同法案は、米財務省による監視などを通じて為替政策の見直しを促す内容となっている。すなわち財務省に為替操作を行っている外国政府を名指しするよう定めた 1988 年包括通商法を改正し、代わって財務省に米国経済に悪影響を与える「基本的不均衡がある（“fundamentally misaligned”）通貨」の指定を義務付ける。これによって「為替操作」という狭い定義にこだわらず、人民元のような通貨を「基本的不均衡がある通貨」と指定し、議会は政府に是正のための交渉を課すことが出来るようになる。

また財務省は、指定された国が問題是正に協力しなければ、当該国に対して実施可能な報復措置の選択肢を議会に報告する。これらの措置の中には米国政府による輸出企業向け貿易保険の提供や、アジア開発銀行の融資など国際金融の枠組みの活用の拒否、加えて問題国を「非市場経済国」と指定することによるダンピング税引き上げなどが含まれる。

一方通商ルールの執行に関しては、通商代表部（USTR）の総合顧問を上院の承認によって任命し、その主要な役割を貿易相手国の通商ルール遵守状況の監督と定める。また米財務省に通貨問題を専門に担当する局長級のポストを新設し、経済の実勢と照らし合わせて為替レートに問題がないかどうかを点検するなど、モニタリングの役割を強化する。

【最も有力視されているのは「外国通貨政策法案 (S.2467)」】

これらの中国の人民元問題を標的とした主要法案の他にも、中国をターゲットとした法案としては、下院の中国の不正貿易慣行是正を目的とした議会通商執行局（CTE）設立法案や、上院の対中 P-NTR 取り消し法案などがあるが、これらの法案審議はいずれも停滞しており、可決の可能性は極めて低いとされる。

以上の現在注目されている対中通商法案の中で、最も有力されているのは、外国通貨政策法案（S.2467）である。上院で貿易関連法案を所管するのは財政委員会であるが、同法案を提出した Grassley 上院財政委員長は元々は米国貿易権執行法案（H.R.3283、S. 1421）、及び対中報復関税法案（S.295）に反対して来た人物である。しかしながら高まる対中貿易不均衡への不満を解消するために、何らかの法案可決が必要と見た同委員長は、財政委員会で民主党トップとして通商政策に強力な力を有する Baucus 議員と共に今回超党派法案提出に踏み切っ



た。こうした経緯から、Grassley 委員長が提出したこの法案 S.2467 が「最も現実的な法案」として可決される可能性が高いと見られている。

【岐路に立つ Bush 政権の対応】

Bush 政権は同法案が含む「通商代表部内に上院承認を要するポストを設置する条項」には反対の見通しであり、法案の最終的成立は依然不確実である。また 10 日に発表される財務省の為替報告書で中国が「為替操作国」に指定されれば、Bush 政権は対中国 2 国間協議を開始し、改善がなければ何らかの制裁発動が視野に入ってくる。要するに「為替操作国指定」は本件問題の改善を議会に対して政権としてコミットする意味合いがあり、議会の対中国強硬派を勢い付けさせることにもなるので、政権がそれをするかどうかは微妙である。ただし Bush 大統領の人気凋落に伴い、政権の議会へのコントロール、影響力は低下しており、議会が Bush 政権の意向と関係なく、対中国法案成立に向けて動く可能性がある。

(担当：松村詩子)

(e-mail address : umatsumura@us.mufg.jp)

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.bd427fa51df4c80526345b1035ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。